

「くじ」による落札者の決定方法（単価契約）

単価契約において、落札となるべき同価の入札者が契約予定者数を超える場合のくじの方法は、次のとおりとし、これにより落札候補者（以下「落札者」という。）を決定します。

【くじの方法】契約予定者数5者の案件に、11者が同額で入札した場合

※単価契約は入札ではなく見積合わせにより契約者を決定しますが、本稿では便宜的に「入札」という言葉を使います。

			立会人くじ番号（※1） （I）	
			148	
入札順位	くじ対象業者	入札書くじ番号（※2） （II）	決定くじ番号（※3） （I） + （II）	くじ結果
0	A社	950	98（1098）	○
1	B社	963	111（1111）	○
2	C社	987	135（1135）	○
3	D社	123	271	○
4	E社	147	295	
5	F社	159	307	
6	G社	321	469	
7	H社	326	474	
8	I社	456	604	
9	J社	487	635	
<u>10</u>	<u>K社</u>	<u>654</u>	<u>802</u>	<u>○</u>
			決定くじ番号の総和 4201	

- ※1 立会人くじ番号は、開札時に立会人（※4）がくじを引いて決定する3桁の番号です。
 ※2 入札書くじ番号は、くじ対象業者が入札書に記入した任意の3桁の番号です。未記入の場合は000とします。
 ※3 決定くじ番号は、立会人くじ番号と入札書くじ番号を合計した数字の下3桁の番号です。
 ※4 **立会人**
 単価契約においては、横須賀市職員（契約課以外）とします。

「決定くじ番号の総和（4201）」÷「くじ対象者数（11）」の余り：10
 ⇒入札順位10位のK社と、A社～D社の計5社が、落札者（落札候補者）

【計算方法】

(1) 「立会人くじ番号」の決定

開札時に立会人が0～9の数字が書かれた棒を1本ずつ計3回（計3本）引いて、3桁の数字を決定します。（棒は1回ずつ戻し、1回目が百の位、2回目が十の位、3回目が一の位とします。）

(2) 「決定くじ番号」の算出

入札書に記入した「入札書くじ番号」と、(1)で決定した「立会人くじ番号」を合計して、「決定くじ番号」（合計した数字の下3桁）を算出します。

(3) 入札順位の決定

(2)で決定した「決定くじ番号」の小さい順（000を最も小さいものとします。）から0位、1位・・・とします。同じ番号があった場合は、入札者名（カナ読み）の五十音順とします。（“ア”を最も小さいものとし、“株式会社”“有限会社”等を除外した入札者名とします。）

(4) 落札者（落札候補者）の決定

(2)で算出した「決定くじ番号」の総和÷「くじ対象者数」の余りを算出します。

⇒ 余りの数と入札順位が一致する事業者が「第1落札者（落札候補者）」となり、第5落札者までが契約対象者となります。（上記例でいうとK社とA～D社）

※上記例での第2落札者は、入札順位0であるA社です。